

「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成28年9月1日現在）」抜粋
 ー総合教育会議における協議内容・成果事例等①ー

総合教育会議の内容について(複数回答)

総合教育会議の内容		都道府県 ・ 指定都市	市町村
①	大綱の策定に関する協議	66	1,689
② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整	ア 学校等の施設の整備	11	624
	イ 教職員の定数の確保	7	106
	ウ 幼児教育・保育の在り方やその連携	8	320
	エ 青少年健全育成と生徒指導の連携	9	257
	オ 居所不明の児童生徒への対応	0	16
	カ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	11	180
	キ 子育て支援	8	364
	ク 教材費や学校図書費の充実	3	197
	ケ ICT環境の整備	12	355
	コ 就学援助の充実	9	162
	サ 学校への専門人材や支援員の配置	14	328
	シ 学校の統廃合	10	345
	ス 少人数教育の推進	13	160
	セ 学力の向上に関する施策	29	589
	ソ いじめ防止対策	25	494
	タ 地域に開かれた学校づくり	14	252
チ スポーツを通じた健康増進や地域活性化	11	267	
ツ 学校における防災対策や、災害発生時の対応方針	7	108	
テ その他	47	495	
③	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	4	114
④	総合教育会議の運営に関し必要な事項	65	1,285
⑤	その他(①～④の事項以外)	18	203

〈② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整 テ その他〉の主な内容

教育委員会と知事部局との連携事業、子どもの貧困対策、奨学金制度、学力向上、グローバル人材の育成、高等学校再編計画、児童生徒の心のサポート、教職員の多忙化解消、次世代のリーダー育成、幼保連携、郷土学習の充実、生徒指導、体験活動、家庭・地域連携、特別支援教育、ネットトラブル防止、キャリア教育、学卒者の県内就職促進、産業教育の振興、部活動等における外部人材の活用、文化芸術事業、消費者教育 など

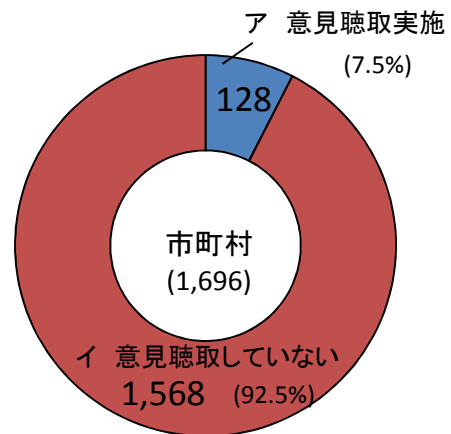
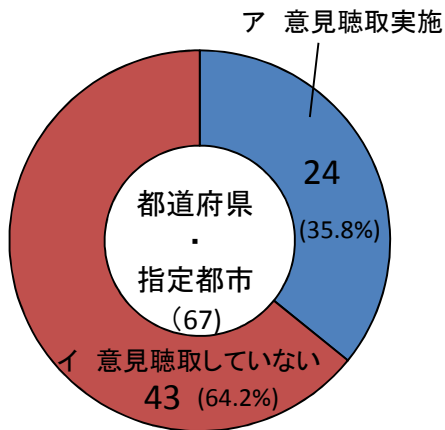
〈⑤ その他〉の主な内容

主要事業に関する意見交換、次年度の協議事項、教育振興基本計画等の取組状況・現状の報告 など

「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成28年9月1日現在）」抜粋 —総合教育会議における協議内容・成果事例等②—

意見聴取の実施について

- ア 関係者又は学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴いた
- イ 意見聴取は実施していない



意見聴取者について(複数回答)

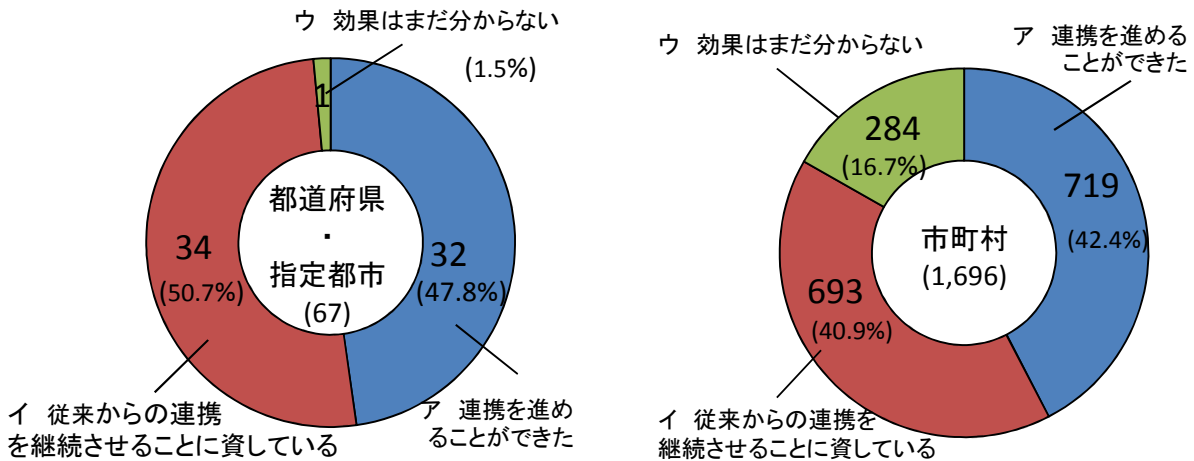
意見聴取者	都道府県 ・ 指定都市	市町村
大学教員	14	24
学校運営協議会の委員等	1	13
PTA関係者	4	31
地元の企業関係者	4	10
その他	21	95

〈その他〉の主な回答

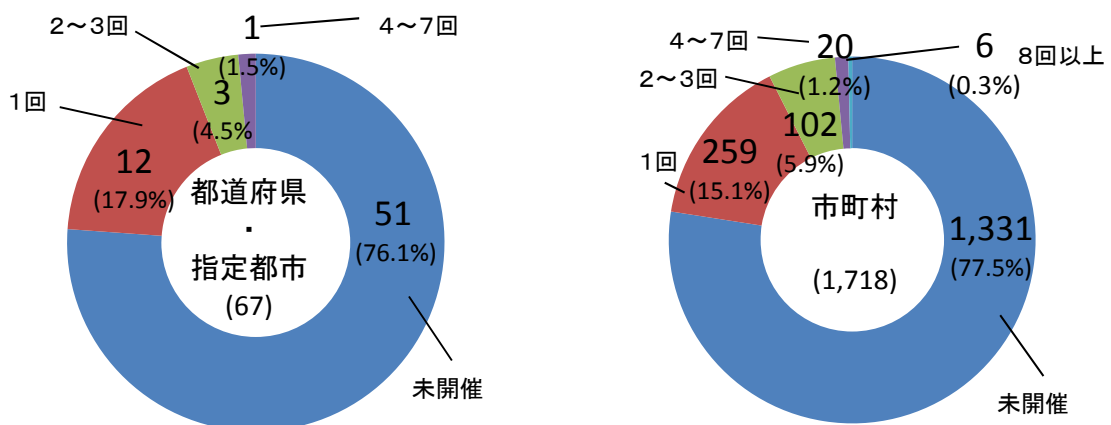
学校長、教職員、関係部局職員、他の自治体職員、文部科学省職員、スポーツ関係者、パブリックコメントの実施 など

「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成28年9月1日現在）」抜粋
 ー総合教育会議における協議内容・成果事例等③ー

総合教育会議を通じた首長部局との連携について



総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について



「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成28年9月1日現在）」抜粋 —総合教育会議における協議内容・成果事例等④—

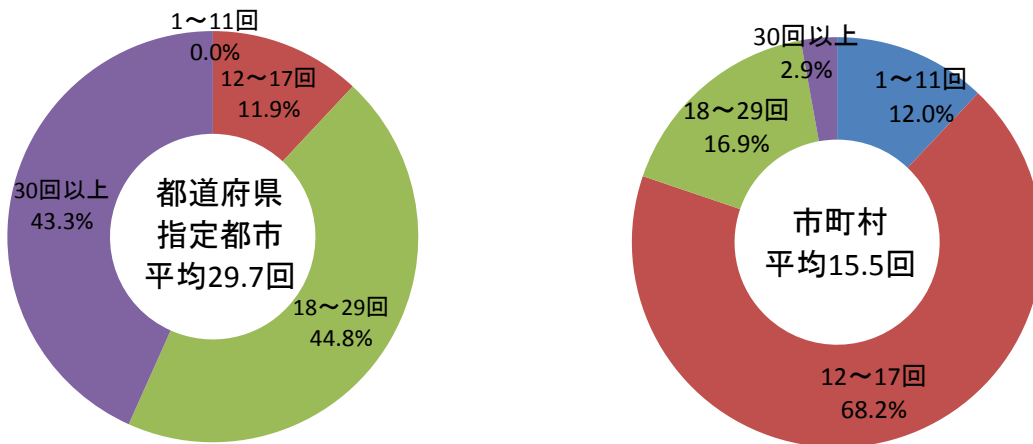
連携の強化により得られたこれまでの主な成果事例

- ・いじめや不登校等の教育課題を議論することで、スクールソーシャルワーカー配置のための予算が前年度から増加
- ・子どもの貧困の現状等について議論することで、教育委員会と福祉部局による横断的な支援体制を構築
- ・子どもの貧困について協議したことで、町の奨学金の併給不可規定を再検討
- ・子どもの貧困や虐待の早期発見やいじめを予防するため、教育委員会のソーシャルワーカーと市長部局の生活福祉及び児童福祉・母子及び父子家庭支援員の連携体制が充実し、子供がいる夫婦が離婚届用紙を求める場合には、あらかじめ子供の親権、養育費や面会交流等、子供の為に協議すべき内容を知らせる啓発用チラシを配布する取組を開始
- ・自他の命の尊重といじめ防止を訴える首長・教育委員会連名によるメッセージの発出
- ・福祉部門とDV相談状況や就学支援状況を相互に共有することで連携が充実
- ・子育て全般について議論することで、福祉部局と連携した保育所や認定こども園での就学前教育や障がい児保育等が充実
- ・福祉部局と連携した子どもの望ましい生活習慣や学習習慣の定着に向けた取組が充実
- ・放課後対策について総合的に議論することで、福祉部局との連携が進み、地域の放課後活動が充実
- ・首長部局の地域支援施策と連携したコミュニティ・スクールの導入促進
- ・少人数指導等学力向上等を議論することで、指導主事等の人的体制が充実
- ・学識経験者からの意見を参考に、学校支援ボランティア事業実施のための予算が前年度から増加
- ・外国語教育を議論することによりALTの増員や外国語指導員の人的体制が充実
- ・校長による裁量予算の創設など各学校の創意工夫を支援
- ・災害が発生した際、首長部局と教育委員会がどのように連携するか議論を行い対応フロー図を作成
- ・スポーツについて健康増進の観点から議論することで、生活習慣予防や寝たきり防止等についての取組の充実や、介護予防事業とのつながりや指導者不足の解消
- ・定住人口増加促進について議論することで、学力向上施策や子育て支援施策についての情報発信が充実
- ・人口減少等地域全体の課題について議論することで、地域産業を担う人材育成や若者の地元定着等に関する施策を組織的に検討
- ・キャリア教育について議論することで、首長部局等と連携し、地域産業を担う人材育成が充実
- ・主権者教育について議論することで、選挙年齢の引下げに伴う高校生への啓発を、選挙管理委員会と連携して実施

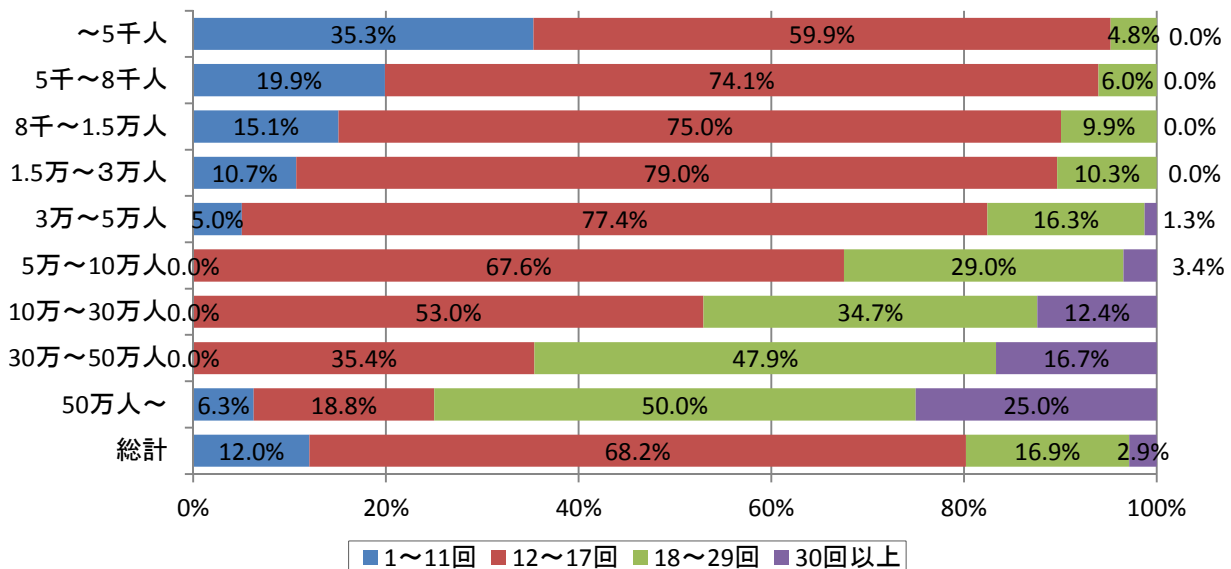
「教育委員会の現状に関する調査（平成27年度間）」抜粋 —教育委員会会議の運営状況や運営上の工夫等①—

教育委員会会議の開催回数

教育委員会がその役割を発揮していくためには、地域住民の意向や所管機関の状況を的確に把握し、活発な議論に基づいて意思決定を行っていくことが重要であるとともに、地域住民への説明責任を果たしていくことが求められる。



〈市町村規模別データ〉



教育委員会会議の開催時間

教育委員会会議1回当たりの平均開催時間(時間)

都道府県・指定都市	市町村
1.5	1.5

教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均(時間/年)

都道府県・指定都市	市町村
45.7	23.5

「教育委員会の現状に関する調査（平成27年度間）」抜粋 －教育委員会会議の運営状況や運営上の工夫等②－

教育委員会会議の運営上の工夫

地域住民の意向をより一層教育行政に反映したり、教育委員会会議での議論を深めたりするためには、開催時間や場所等の運営方法に工夫が求められる。また、教育委員会会議の議題について、教育委員に事前に資料を配布したり、事前勉強会を実施したりするなどして、教育委員会会議をより活発にしていくことや、教育委員自らの提案による議題の設定などにより、教育委員のリーダーシップを発揮していくことが期待される。今後とも、各教育委員会においては教育委員会会議の運営に様々な工夫を講じていくことが必要である。

	都道府県 指定都市	市町村
①土日・祝日の開催	4.5% (7.5%)	4.0% (5.4%)
②夕方以降の時間帯(17:00～)の開催	10.4% (13.4%)	14.5% (15.7%)
③傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催	26.9% (22.4%)	14.3% (13.6%)
④移動(出張)教育委員会会議の開催及びそれに準ずるもの	19.4% (16.4%)	20.8% (20.5%)
⑤教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	74.6% (76.1%)	14.1% (15.7%)
⑥教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定	10.4% (11.9%)	8.3% (8.7%)
⑦教育委員会会議開催前の事前資料の配布	88.1% (91.0%)	68.8% (69.5%)
⑧教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知	100.0% (98.5%)	43.9% (42.3%)

※()内は平成26年度間の数値。

○その他の工夫の例

- ・ 教育委員会会議に各学校の校長が出席し、各校の取組や課題等を紹介
- ・ 会議の電子化を図った。(出席者はタブレットでの会議、傍聴者へはモニターに資料を投影)
- ・ 防災無線やケーブルテレビ等で教育委員会会議の開催を事前周知
- ・ 別会場で教育委員会会議の様子を中継し、傍聴定員を超えたために会場に入れなかった希望者も会議を視聴できるよう対応している
- ・ 研修会、学校行事等にあわせ会議を開催

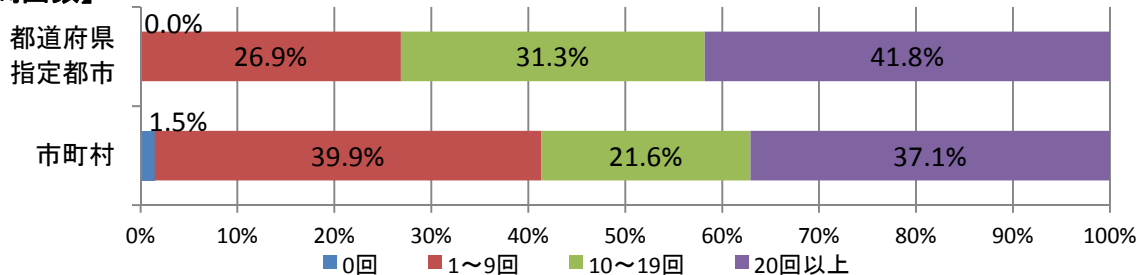
「教育委員会の現状に関する調査（平成27年度間）」抜粋 —教育委員会会議の運営状況や運営上の工夫等③—

所管施設の訪問

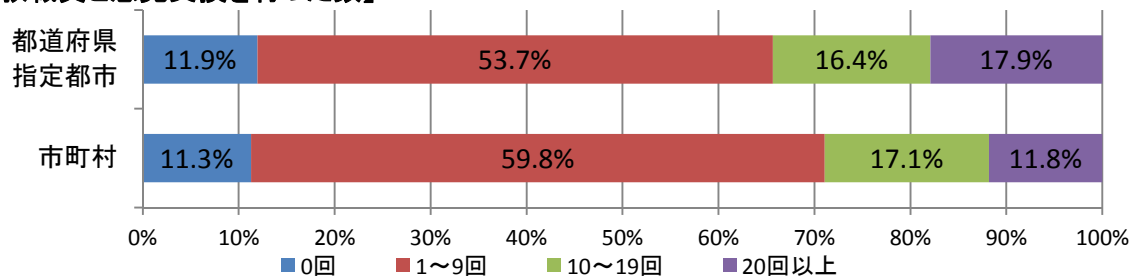
学校を訪問した年間平均回数

都道府県・指定都市	市町村
23.5	19.3

【学校への訪問回数】



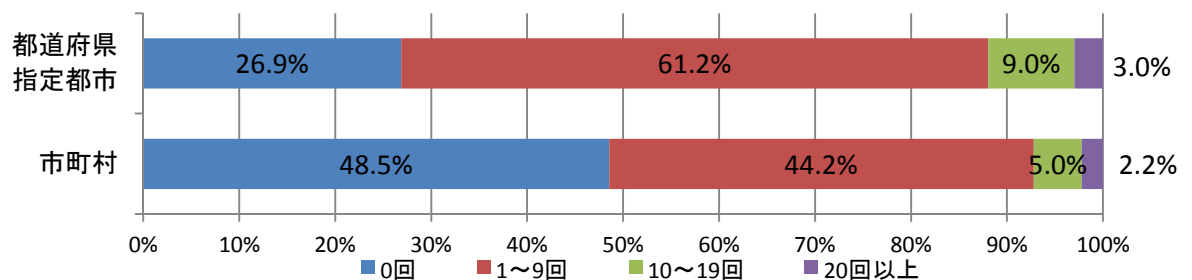
【上記のうち、教職員と意見交換を行った数】



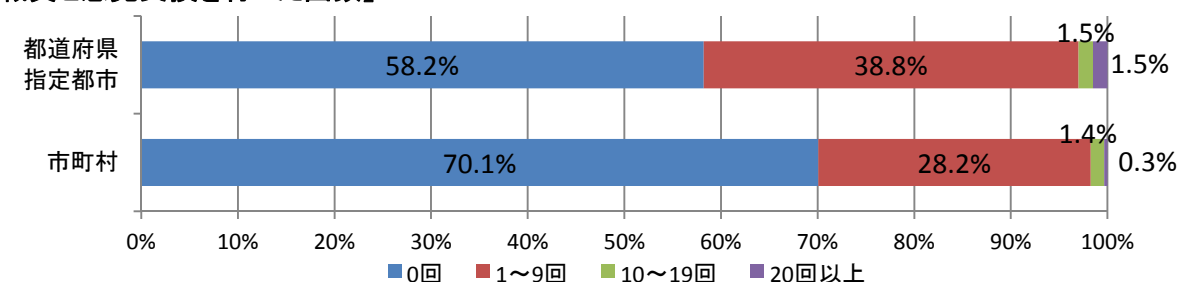
学校以外の所管施設を訪問した年間平均回数

都道府県・指定都市	市町村
3.7	3.2

【学校以外の所管施設への訪問回数】



【上記のうち、職員と意見交換を行った回数】



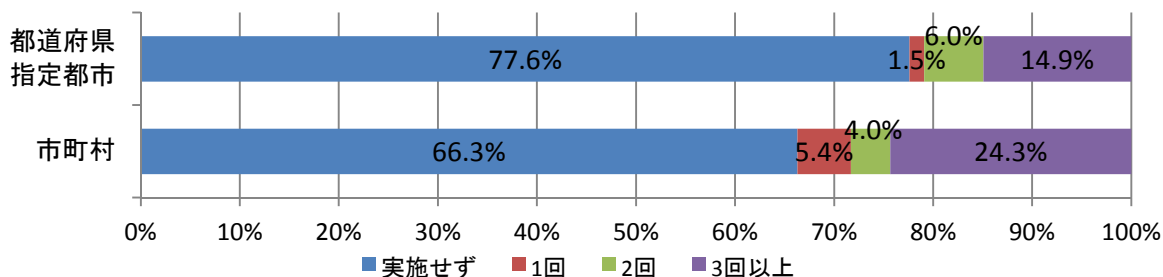
「教育委員会の現状に関する調査（平成27年度間）」抜粋 —教育委員会会議の運営状況や運営上の工夫等④—

広報・広聴活動

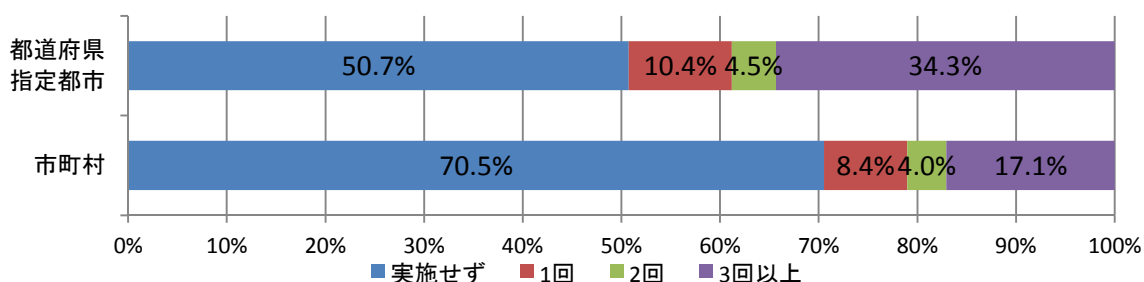
	広報紙	ホームページ	パンフレット ポスター作成	TV・ラジオ・ 新聞・雑誌等 の活用	モニター制度
都道府県・指定都市	95.5% (95.5%)	100.0% (100.0%)	94.0% (92.5%)	89.6% (86.6%)	11.9% (16.4%)
市町村	70.0% (66.6%)	76.0% (74.6%)	36.4% (34.3%)	27.5% (25.3%)	3.1% (3.4%)

※()内は平成26年度間の数値。

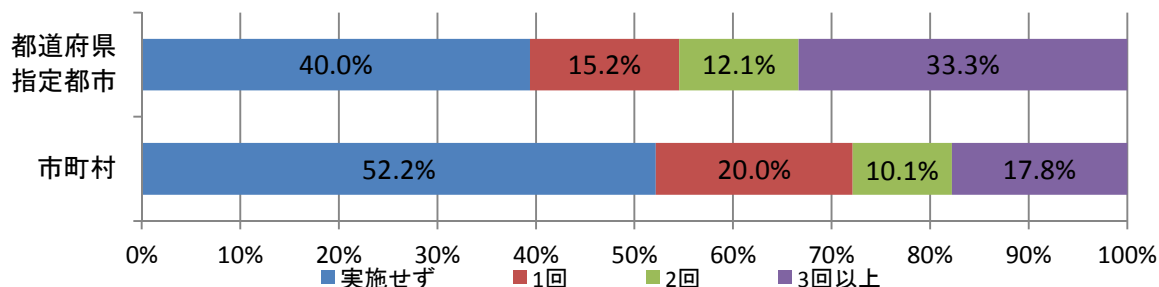
【教育委員会の会議で学校や事務局に寄せられた意見等を紹介した回数】



【保護者や地域住民の意見等を聴取し、意見交換を行った回数(公聴会等)】

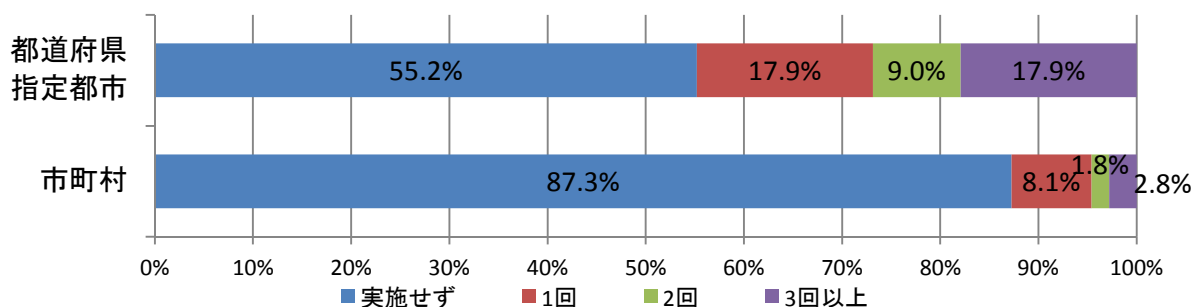


【上記のうち、教育委員(教育長のみの場合を除く)が参加した回数】



「教育委員会の現状に関する調査（平成27年度間）」抜粋 —教育委員会会議の運営状況や運営上の工夫等⑤—

【保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取する世論調査・アンケート等を実施した回数】



教育委員の研修

教育委員は、地方公共団体の教育行政の運営に重要な責任を負っており、職務の遂行に当たっては、不断の研鑽に努める必要がある。このため、教育委員に対する研修を積極的に進めていく必要がある。平成19年に改正された地教行法において、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の教育委員に対する研修を進めることとされており、教育委員に対する研修を一層充実していくことが求められる。

都道府県教育委員会が市町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修(年間開催回数)

都道府県内全市町村対象	都道府県内一部市町村対象
1.0	1.6

自教育委員会で行った教育委員に対する研修(年間開催回数)

都道府県・指定都市	市町村
7.7	4.7